

社会的養護における自立支援に関する資料

1	自立支援計画について	P 1
2	進学、就職の状況について	P 12
3	児童養護施設運営ハンドブック【抜粋】	P 15
4	施設の人員配置の改善	P 17
5	措置費における教育費及び自立支援関係経費の改善	P 22
6	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要	P 24
7	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	P 26
8	身元保証人確保対策事業について	P 28
9	退所児童等アフターケア事業について	P 29
10	18歳以降の措置延長制度について	P 33
11	改正児童福祉法（18歳以上の者に対する支援の継続）	P 34
12	社会的養護自立支援事業について	P 36

参考条文（自立支援計画関係）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）
（養育）

第二十三条 乳幼児における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2～3（略）

（自立支援計画の策定）

第二十四条の二 乳幼児の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（生活支援）

第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（養護）

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

参考条文（自立支援計画関係）

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第七十五条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2（略）

（自立支援計画の策定）

第七十六条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2～3（略）

（自立支援計画の策定）

第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

◎里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年九月五日厚生労働省令第百十六号）

（自立支援計画の遵守）

第十条 里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号） ※ファミリーホーム

第一条の二十四 養育者は、児童相談所長があらかじめ当該養育者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

●「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」
(平成17年8月10日雇児福発第0810001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知) <抜粋>

近年、児童相談所や児童福祉施設等において、虐待など複雑かつ深刻化する子どもの問題に対応するために、子どもと家庭に対应的確なアセスメント及びこれに基づいた適切な自立支援計画の策定が求められている。このため、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)を改正し、平成17年4月より、児童養護施設等の各施設長は、入所者に対して計画的な自立支援を行うため、個々の入所者に対する支援計画を策定しなければならないこととしたところである。この自立支援計画については、児童自立支援計画研究会により検討され、「子ども自立支援計画ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。))として報告されたところである。これらを踏まえ、児童養護施設等における入所者の援助に係る計画について、下記の点に留意しつつ、自立支援計画を策定し、入所者の援助向上の観点から、その一層の活用を図りたい。

なお、児童相談所においても、施設入所ケースについて、ガイドラインで示された「子ども家庭総合評価票」を積極的に活用し、適切な総合診断を行い、施設職員等の関係者と十分に協議して援助指針を作成することとされているので留意願いたい。

おって、平成10年3月5日児家第9号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」及び平成16年5月27日雇児福発第0527001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「乳児院における自立支援計画の策定について」は廃止する。

記

第1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設に入所している子どもに係る自立支援計画について

児童福祉施設に入所中の子どもに対する指導については、担当職員のみならず施設長を始めとする職員が共同して、生活指導、職業指導、家庭環境調整等を行っているところである。これらの実施については、入所中はもとより退所後についても継続した対応が求められていることから、子どもの自立支援の視点に立った指導の充実や、子どもの通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、個々の子どもの状況を十分に把握するとともに、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で十分に検討し、個別の子どもについて自立支援計画を策定し、これに基づいた支援を行われたい。

この自立支援計画は、子どもの施設入所時に策定する方法に加え、入所後数か月間は、児童相談所で作成した援助指針を自立支援計画として活用し、子どもを支援した後にその効果などについて評価・検討し、子ども本人、保護者、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ、策定することも可能である。このため、児童相談所が作成する援助指針は、子ども及び保護者の意向が十分に尊重され、施設と十分に協議されたものである必要がある。また、自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか否かについて十分把握するとともに、目標の達成状況などから支援効果について客観的な評価を

行い、アセスメントや計画(課題設定・目標設定・方法等)の妥当性などを検証し、必要に応じて自立支援計画等の見直しを行うことが重要である。再評価に際しては、ガイドラインで示された「子ども家庭総合評価票」等を活用しつつ、子どもや保護者、児童相談所など関係者と連携を図り、評価の妥当性や信頼性を確保することに留意する必要がある。また、子どものいわゆる問題行動や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くことが重要である。

なお、当該計画の書式については、標準的と考えられる書式を別添1として添付したので参考にされたい。

第2 母子生活支援施設の入所者に係る自立支援計画について

母子生活支援施設の入所者に対する支援については、担当職員のみならず施設長を初めとする職員が共同して、就労、家庭生活及び子どもの養育に関する相談及び助言等各援助領域を通じ、入所中はもとより退所後についても継続的な支援を行うことが必要であるとともに、母子家庭の自立支援の観点に立った支援の充実や、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体、公共職業安定所、子どもの通学する学校や児童相談所等関係機関との連携を推進する観点から、入所者個別の自立支援計画を策定されたい。

また、当該計画は、入所時に福祉事務所、母子自立支援員等と協議の上、母子自身の意見・意向を踏まえて策定し、以後は定期的に福祉事務所等関係機関と協議の上、再評価を行うこと。再評価に関しては、母子の問題や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が母親の自立及び子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関し、さらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこと。なお、当該計画の書式については、従来から各施設において策定していた個別処遇計画に所要の修正をすることも足りるものであるが、標準的と考えられる書式を別添2として添付したので参考にされたい。

なお、最低基準においては、母子生活支援施設について、関係機関との連携に係る規定(第30条の2)により、母子生活支援施設の長は、福祉事務所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならないとされており、母子生活支援施設に入所措置を採った福祉事務所にあつては、自立支援計画の作成に関し施設から意見等を求められた場合には協力するよう努められたい。

(別添1)

自立支援計画票

施設名 フリカ 子ども氏名	作成者名 男 女	性別 緑柄	生年月日 作成年月 日	年 月 日 (年 月 日 歳)
保護者氏名				
主たる問題				
本人の意向				
保護者の意向				
市町村・保育所・学校・職場などの意見				
児童相談所との協議内容				
【支援方針】				
第〇回 支援計画の策定及び評価 次期検討時期: 年 月				
【長期目標】				
支援上の課題	支援目	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【短期目標 (優先的・重点的課題)】			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日

【長期目標】				
家庭(養育者・家族)				
支援上の課題	支援目	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【短期目標 (優先的・重点的課題)】			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
【長期目標】				
地域(保育所・学校等)				
支援上の課題	支援目	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【短期目標】			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
【長期目標】				
総合				
支援上の課題	支援目	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【短期目標】			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
【特記事項】				

(記載要領)

- 1 「本人の意向」及び「保護者の意向」には、本人や保護者がどのようなニーズを持ち、どのような支援・治療を望んでいるのかなどについて記入する。また、具体的な支援・治療ニーズ・内容・方法などについての要望がある場合には、その内容を記入すること。ただし、乳幼児の場合には「本人の意向」を省略することは差し支えないが、可能な限り聴取すること。
なお、本人と保護者との意向が異なる場合には、それが明確となるよう記入する。
- 2 「支援方針」については、アセスメントの結果や総合診断及び施設における支援状況から明らかになった支援ニーズに基づき到達したいと考えている内容や方向性などについて記入する。
※ 支援する側の視点で記入する。
- 3 ケースの状況によって異なるが、「長期目標」は概ね6ヶ月～2年程度で達成可能な目標を設定する。「短期目標」は概ね1～3ヶ月程度で達成したり進展するような目標を設定する。
「長期目標」を達成するためにより具体的な目標として「短期目標」を設定する。
- 4 「支援上の課題」については、アセスメントの結果や総合診断から明らかになった優先的・重点的課題について、優先度の高いものから具体的に記入する。
- 5 「支援目標」については、「支援方針」の内容を踏まえ、「支援上の課題」に対する具体的な支援目標を記入する。
- 6 「支援内容・方法」については、支援目標を達成するための支援内容・方法について、回数や頻度などを含めできるだけ具体的に記入すること。
- 7 「評価」については、計画作成者(担当者)が中心になって、職員による行動観察、評価票をはじめとした客観的評価、子ども本人の自己評価などの資料に基づき、達成状況などについて、ケース検討会議などにおいて、関係職員と検討の上、行う。
なお、子どもや保護者に計画書を必要に応じて開示することから、この欄の記入内容については、簡潔でわかりやすいこととし、別紙(例：月間評価票などのようなもの)にその詳細な内容について記載するなどの工夫を凝らすことも必要である。
- 8 特記事項欄には、通信・面会の制限状況や関係機関との連携状況など特記すべき事項について記入する。
- 9 必要な内容は、様式の枠にこだわらず、枠を広げるなど工夫して記入すること。
※ 自立支援計画の見直しを行う場合には、その都度新たな用紙に策定すること。

(別添1の参考)

自立支援計画票(記入例)

ナリカ 子ども氏名	ミライ 未	ミライ 未	ゴウタ 幸太	性別	男	生年月日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇(山歳)
保護者氏名	ミライ 未	ミライ 未	リョウ 良	続柄	業父	作成年月日	×年×月×日	×年×月×日	×
主たる問題	被害経緯によるトラウマ・行動上の問題								
本人の意向	母が自分の間違いを認め、謝りたいといっているが、確かめてみてほしいという気持ちもあ る嫌な気持ちにはなっているが、確かめてみてほしいという気持ちもあ る。早く家庭復帰を希望し、出身学校に通いたい。								
保護者の意向	母親としては、自分のこれまで行ってきた言動に対し、不適切なもの であったことを認識し、改善しようと考えており、息子に謝り、 向い合の回復・改善を願っている。								
市町村・学校・保育所・園	園内の回復・改善を願っている。								
場などの意見	入所後の経過(3ヶ月間)を見ると、本児も施設生活に適応し始めてお り、自分の問題性についても認識し、改善しようとして取り組んでいる。母 親も、見相の援助活動を通じて積極的に受け入れ取り組んでおり、少しずつ ではあるが改善が見られるため、通信などを活用しつつ親子関係の 調整を図る。								
児童相談所との協働内容	【支援方針】 本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図ると共に、父親の養育参 加などによる母親の養育ストレスを軽減しつつ養育方法について体得できるような指導を行い、その 上で家族の再統合を図る。								
第〇回 支援計画の策定及び評価	次期後回時期: △年 △月 △日								
【長期目標】	悩みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復								
支援上の課題	文	探	目	標	内容・方法	計画(内容・期日)	年	月	日
【短期目標】	被害経緯やいじめ られ体験により、人間 に対する不信感や恐怖 感が強い。	被害者としての被害 体験を振り返り、自 己の責任を認め、心 理療法による回復を 図る。	被害者としての被害 体験を振り返り、自 己の責任を認め、心 理療法による回復を 図る。	被害者としての被害 体験を振り返り、自 己の責任を認め、心 理療法による回復を 図る。	定期的な職員と一 緒に取り組み、作業など を行う。関係性の構築 を図る。心理療法にお ける虐待体験の修正 を図る。	年	月	日	年
【優先的課題】	自己イメージが低く、コ ミュニケーションが 苦手。対人ストレス が高。行動上の問題 が顕著。行動上の問 題を克服すること	被害者としての被害 体験を振り返り、自 己の責任を認め、心 理療法による回復を 図る。	被害者としての被害 体験を振り返り、自 己の責任を認め、心 理療法による回復を 図る。	被害者としての被害 体験を振り返り、自 己の責任を認め、心 理療法による回復を 図る。	被害者としての被害 体験を振り返り、自 己の責任を認め、心 理療法による回復を 図る。	被害者としての被害 体験を振り返り、自 己の責任を認め、心 理療法による回復を 図る。	年	月	日

【長期目標】 母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の 再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始 及び悪化にどのような結びつきがあったのかを理解できるようにする。										
支援上の課題	文	探	目	標	内容・方法	計画(内容・期日)	年	月	日	
【短期目標】	母親の虐待行為に対する 認識が深くない。虐待行為 の発生状況や原因について 理解が浅い。本児に対する 感情が不安定で、虐待行為 の再発を心配している。	母親の虐待行為に対する 認識を深め、虐待行為の 発生状況や原因について 理解を深める。本児に対 する感情を安定させる。再 虐待の防止を図る。	母親の虐待行為に対する 認識を深め、虐待行為の 発生状況や原因について 理解を深める。本児に対 する感情を安定させる。再 虐待の防止を図る。	母親の虐待行為に対する 認識を深め、虐待行為の 発生状況や原因について 理解を深める。本児に対 する感情を安定させる。再 虐待の防止を図る。	母親の虐待行為に対する 認識を深め、虐待行為の 発生状況や原因について 理解を深める。本児に対 する感情を安定させる。再 虐待の防止を図る。	母親の虐待行為に対する 認識を深め、虐待行為の 発生状況や原因について 理解を深める。本児に対 する感情を安定させる。再 虐待の防止を図る。	年	月	日	年
【優先的課題】	父親の役割が重要であ るが、指示されたこと と違うものが多い。再 虐待は十分ではない。	父親の役割が重要であ るが、指示されたこと と違うものが多い。再 虐待は十分ではない。	父親の役割が重要であ るが、指示されたこと と違うものが多い。再 虐待は十分ではない。	父親の役割が重要であ るが、指示されたこと と違うものが多い。再 虐待は十分ではない。	父親の役割が重要であ るが、指示されたこと と違うものが多い。再 虐待は十分ではない。	父親の役割が重要であ るが、指示されたこと と違うものが多い。再 虐待は十分ではない。	年	月	日	年
【長期目標】 定期的かつ必要に応じて支援できるネットワークの形成(学校、教育委員会、主任児 童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど)										
支援上の課題	文	探	目	標	内容・方法	計画(内容・期日)	年	月	日	
【短期目標】	サークルなどへの参 加は少ない。近所とのつき あいが少ない。孤立しが ち。	サークルなどへの参 加を増やす。近所とのつき あいを深める。孤立しが ちを解消する。	サークルなどへの参 加を増やす。近所とのつき あいを深める。孤立しが ちを解消する。	サークルなどへの参 加を増やす。近所とのつき あいを深める。孤立しが ちを解消する。	サークルなどへの参 加を増やす。近所とのつき あいを深める。孤立しが ちを解消する。	サークルなどへの参 加を増やす。近所とのつき あいを深める。孤立しが ちを解消する。	年	月	日	年
【優先的課題】	自身学校の関係性が希 薄になりつつある。	自身学校の関係性が希 薄になりつつある。	自身学校の関係性が希 薄になりつつある。	自身学校の関係性が希 薄になりつつある。	自身学校の関係性が希 薄になりつつある。	自身学校の関係性が希 薄になりつつある。	年	月	日	年
【長期目標】 地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能 の改善										
支援上の課題	文	探	目	標	内容・方法	計画(内容・期日)	年	月	日	
【短期目標】	母親と本人との関係 が悪く、母子関係の調整 が必要。再統合が可 能かどうかを見極め る必要がある。	母親と本人との関係 を改善し、母子関係の 調整を図る。再統合の 可能性を確認する。	母親と本人との関係 を改善し、母子関係の 調整を図る。再統合の 可能性を確認する。	母親と本人との関係 を改善し、母子関係の 調整を図る。再統合の 可能性を確認する。	母親と本人との関係 を改善し、母子関係の 調整を図る。再統合の 可能性を確認する。	母親と本人との関係 を改善し、母子関係の 調整を図る。再統合の 可能性を確認する。	年	月	日	年
【優先的課題】	通信などを利用した本 人と母親との関係調 整を図る。	通信などを利用した本 人と母親との関係調 整を図る。	通信などを利用した本 人と母親との関係調 整を図る。	通信などを利用した本 人と母親との関係調 整を図る。	通信などを利用した本 人と母親との関係調 整を図る。	通信などを利用した本 人と母親との関係調 整を図る。	年	月	日	年
【特記事項】 通信については開始する。面会については通信の状況をみつつ判断する。										

(別添2)

自立支援計画票 (母子生活支援施設)

措置番号	記入日	平成	年	月	日
フリスナ 母親の氏名	生年月日	昭・平	年	月	日 (歳)
子どもの氏名	入所年月日	昭・平	年	月	日
	生年月日	続柄	子どもの状況		
	昭・平 年 月 日 (歳)				
	昭・平 年 月 日 (歳)				
	昭・平 年 月 日 (歳)				
	昭・平 年 月 日 (歳)				
	昭・平 年 月 日 (歳)				
措置理由					
当面の課題					
中・長期的課題					
母親の意見					
子どもの意向					
母親・関係者意見	福祉事務所担当者の意見 (氏名)				
	施設担当者の意見 (氏名)				
	その他の意見 (氏名)				

自立支援 目 標	再評価 の実施 予定日	年 月
各領域の具体的支援目標及び方法		
ア 施設内支援		
イ 家庭環境調整		
ウ その他		
再評価を行った時期		平成 年 月 日
再 評 価 欄		

(記載要領)

1 総括的事項

- ① 自立支援計画(母子生活支援施設)は、施設長、担当職員だけでなく、支援にあたる職員全体で合議の上策定することが望ましいこと。
- ② 策定に当たっては福祉事務所・母子相談員と十分協議するとともに、その他関係機関と所要の協議を行うこと。
- ③ 計画に基づいた実践の経過を記録し、定期的に再評価を行い、再評価に基づいて次期の計画を策定すること。

2 「子どもの状況」欄

就学及び就職の状況、心身の状態、特に抱える問題等について記載すること。

3 「措置理由」欄

措置権者が施設入所措置を採った理由を簡潔に記載すること。

4 「課題」欄

記入日時点で母子が抱えている課題を、当面解決すべきものと中・長期的な課題に分けて記載すること。

5 「母子・関係者意見」欄

- ① 「課題」欄に記載した事項に対する母子等の意向・意見を記載すること。
- ② 母子から聴取する際には、受容的、非審判的態度で接し、プライバシーに配慮するとともに、話しやすい環境を整えることが重要であること。
- ③ 子どもの意向聴取は、必要に応じ、母の同意を得た上、母とは別個に行うこと。
- ④ 母子からの聴取に協力が得られない場合は、その旨記載して空欄とすること。

6 「自立支援目標」欄

「課題」欄や「母子・関係者意見」欄を参考にして、次期計画までの間の母子の自立支援目標(一般)について記載すること。

7 「再評価の実施予定日」欄

次期、再評価を行う予定時期を記入すること。

8 「各領域の具体的支援目標及び方法」欄

「自立支援目標」を実現するための領域別具体的支援目標及び方法(関係機関との連携のあり方を含む)について記載すること。

9 「再評価」欄

再評価を行った際に、各領域の具体的支援目標についての達成状況を記入すること。

第Ⅱ部 各論

3. 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。
 - ・ 児童相談所との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子などを必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。
 - ・ 把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を具体的に明示する。
 - ・ アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
 - ・ 自立支援計画策定の責任者(基幹的職員等)を設置する。
 - ・ 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。
 - ・ また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
 - ・ 自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
 - ・ 自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
 - ・ 支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもにも説明する。
 - ・ 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。
- ③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
 - ・ 自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
 - ・ 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努めし、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
 - ・ アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。
 - ・入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
 - ・記録内容について職員間でばらつきが生じないよう工夫する。
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
 - ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
 - ・守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
 - ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
 - ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路(平成26年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路)

	進学		就職		その他
	高校等	専修学校等			
児童養護施設児 (参考) 全中卒者	2,343人	45人	95.2%	45人	29人
	1,157千人	4千人	98.5%	4千人	9千人

② 高等学校等卒業後の進路(平成26年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路)

	進学		就職		その他
	大学等	専修学校等			
児童養護施設児	200人	219人	11.1%	1,267人	114人
うち在籍児	52人	50人	17.7%	142人	49人
うち退所児	148人	169人	9.8%	1,125人	65人
(参考) 全高卒者	580千人	239千人	54.5%	189千人	56千人

③ 措置延長の状況(予定を含む)

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
127人	95人	71人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」。全中卒者・全高卒者は学校基本調査(平成27年5月1日現在)。

※ 「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※ 「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※ 「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

① 中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

	平成22年度 (H23.5.1)		平成23年度 (H24.5.1)		平成24年度 (H25.5.1)		平成25年度 (H26.5.1)		平成26年度 (H27.5.1)		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
児童養護施設児（単位：人）	進学	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%	2,462人	100.0%
	高等学校	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%	2,343人	95.2%
	専修学校等	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%	45人	1.8%
	就職	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%	45人	1.8%
その他	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%	29人	1.2%	
里親委託児（単位：人）											
進学	高等学校	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%	310人	100.0%
	専修学校等	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%	297人	95.8%
	就職	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%	4人	1.3%
	その他	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%	6人	1.9%
（参考）全中卒者（単位：千人）	専修学校等	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%	3人	1.0%
	進学	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%	1,175千人	100.0%
	高等学校	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%	1,157千人	98.5%
	専修学校等	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%
就職	専修学校等	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%	4千人	0.3%
	その他	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%	9千人	0.8%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

② 高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

	平成22年度 (H23.5.1)		平成23年度 (H24.5.1)		平成24年度 (H25.5.1)		平成25年度 (H26.5.1)		平成26年度 (H27.5.1)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%	1,800人	100.0%
進学	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%	200人	11.1%
専修学校等	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%	219人	12.2%
就職	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%	1,267人	70.4%
その他	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%	114人	6.3%
里親委託児（単位：人）	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%	270人	100.0%
進学	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%	74人	27.4%
専修学校等	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%	59人	21.9%
就職	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%	115人	42.6%
その他	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%	22人	8.1%
(参考) 全高卒者（単位：千人）	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%	1,064千人	100.0%
進学	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%	580千人	54.5%
専修学校等	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%	239千人	22.5%
就職	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%	189千人	17.8%
その他	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%	56千人	5.3%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校・高等学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

児童養護施設運営ハンドブック【抜粋】

(9) 学習・進学支援、就労支援

《運営指針の記述》

- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。
 - ・ 不適切な学習環境にいた子どもが多いことを踏まえて、その学力に応じて学習の機会を確保し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出す。
 - ・ 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。
- ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
 - ・ 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
 - ・ 高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。
 - ・ 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。
- ③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組む。
 - ・ 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
 - ・ 子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

《運営指針の解説》

児童養護施設の子供達は概して学力が低い状況にあります。本来持っている能力を発揮できないまま低学力に甘んじている子も少なくありません。ですから、児童養護施設では子どもの潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

低学力の一因として考えられるのが、自己肯定感の低さです。自己肯定感の低い子どもは、自分の将来に希望を持ち目標を立てて努力していくエネルギーが不足しています。このエネルギーは、子どもの健全な成長を願う家族や職員の存在があって生まれ、落ち着いた生活環境の中で育まれていきます。

児童養護施設で学習支援を考えると、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、過度の期待ではなく、その子とその子らしく力が発揮できる事を願いながらの関わりが大切であることを忘れてはなりません。

子どもにとっての「最善の利益」を考える時、職員は今の施設の置かれている環境から、どのような進路選択ができるか知っておく必要があります。また、子どもの希望に

耳を傾け、また、子どもの持っている可能性に目を向け、実際の能力を把握したうえで、どのような支援ができるか考えることが大切です。そのためには多くの情報を集め、子どもに寄り添いながら進路を決定していくことが求められます。

職場体験や実習は、子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。進路選択をする上で子どもは多くの職場を知っているわけではありません。また、その職種は知っていても、その仕事の見える部分しか知らないことも多いです。体験や実習は見えないところを知る機会となります。

アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となります。実習やボランティアと違いそこには賃金が発生しますから、自ずと自分の行為（労働）に対する責任が発生します。自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。

コラム～高校生のアルバイト

高校生にとって携帯電話は必需品となっています。毎月の支払いを自分の責任とするために、アルバイトをすることがあります。アルバイトへの取組の中で、面接から採用、勤務態度、退職の仕方までをしっかりとできる子どもは、社会に出てからの仕事の定着、また、職場の信頼を失うことのないような転職が上手にできるようになりました。

施設の人員配置の改善

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5:1→4:1等）を実施。

○児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

- ・児童指導員、保育士
- ・0・1歳児
1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児
2:1
- ・年少児(3歳～)
4:1(3.5:1、3:1)
- ・少年(就学～)
5.5:1(5:1、4.5:1、4:1)
- ※()内は加算にて対応。

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人)

○措置費

(例) 定員45人(職員配置:5.5:1)の児童養護施設の場合

- 事務費
- ・一般分保護単価 180,930円
- ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 21,600円
- ・民間施設給与等改善費 8%～25%加算

+

- 事業費
- ・一般生活費 49,430円
- ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等)
予算額1人平均24,700円



児童1人月額
約28万円

※このほかに、小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、更に、児童1人月額 約8万7千円加算

職業指導員の配置

1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行うおうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合(他の職種を兼務している等)
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合(英会話、パソコンの資格取得、調理業務など)
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

(出典)「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」
(平成24年4月5日雇児発0405第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

職業指導員の配置状況及び職業指導の状況

<配置状況>

家庭福祉課調べ：平成27年度家庭福祉施策関係事業実施状況（予定）調査

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童養護施設	10ヶ所	22ヶ所	41ヶ所
児童自立支援施設	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
計	13ヶ所	25ヶ所	44ヶ所

<職業指導の内容>

○進路指導・就労指導

就労面談・模擬面接、個別面接・集団面接の実施
ハローワークからの講師派遣

○就労訓練（主に施設内）

土木作業
農業作業
工作実習

○職場実習等

職場見学、職業体験等の実施
・ 職業訓練
・ 部品組立等の職場体験実習
・ 保育所、高齢施設等へのインターンシップ等
・ 法人が運営する施設での実習体験

○職員による職場訪問

（児童の自習状況確認等）

○退所生のアフターケア

- ・ 退所児童の相談援助
- ・ 退所児童の家庭、職場訪問
- ・ 退所児童就職先への定期的訪問

○職場開拓

ハローワークとの連携
商工会議所等の経済団体との協力

＜職業指導の具体例＞

○進路・就労指導

- ・仕事の種類や働くことの意義などの学習。
- ・求職活動に関する指導。
- ・ハローワークの活用方法など。(ハローワークの職員による講話を設ける等も含む。)
- ・就職試験における面接技法に関する学習。履歴書の書き方など。

○就労訓練(主に施設内の場合)

- ・施設内の農場での作業・環境整備等(集中して働くことなど、就労態度を学ぶ・働くことの意義を学ぶ等)

○職場開拓

- ・実習先の開拓。地元の商工会や社会資源等を活用して、職場実習先を開拓する。

○職場実習等

- ・開拓した実習先での児童の実習。
- ・実習先としては、製菓製造・部品工場・レストラン・コンビニなどがあげられる。

○職員による職場訪問

- ・担当職員が、児童の実習先への訪問を行う。
- ・児童の実習状況の確認
- ・実習先の方による講評の聞き取り
- ・実習先の雰囲気や環境の確認
- ・今後の実習先としての繋がりを保つための対応等の活動

○退所生のアフターケア

- ・退所生への聞き取りや相談を受ける活動。(児童には身近に相談できる大人等が多い)。
- ・職場訪問による、児童の状況確認等。
- ・家庭訪問による、児童の生活態度や給与の管理状況等の聞き取り。
- ・場合によっては、関係機関との連携も行う。

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善 (社会的養護関係)

項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容
 所要額欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増 33億円)
	民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3% → +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支出費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

措置費における教育及び自立支援関係経費の改善

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度予算においては、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。

		支弁される額 (H28年度予算)
幼稚園費	実費	※平成21年度～
入進学支度費	小学校1年生: 40,600円(月額/1人) 中学校1年生: 47,400円(月額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校: 2,170円(月額/1人) 中学校: 4,300円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
	部活動費	実費
特別育成費	公立高校:	22,910円(月額/1人)
	私立高校:	33,910円(月額/1人)
	高等学校第1学年の入学時特別加算:	61,030円(月額/1人)
	資格取得等のための特別加算(高校3年生):	56,570円(月額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等):15,000円(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援):25,000円(月額/1人)
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費	小学校6年生:	21,190円(月額/1人)
	中学校3年生:	57,290円(月額/1人)
	高等学校3年生:	111,290円(月額/1人)
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円	合計276,190円

児童養護施設等入所児童への学習支援の充実(平成27年度～)

事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

事業内容

- 小学生等(※)に対する学習支援
学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)
- 高校生等(※)に対する学習支援
学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)
- 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援
対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第1項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

5. 補助根拠

児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

6. 補助率

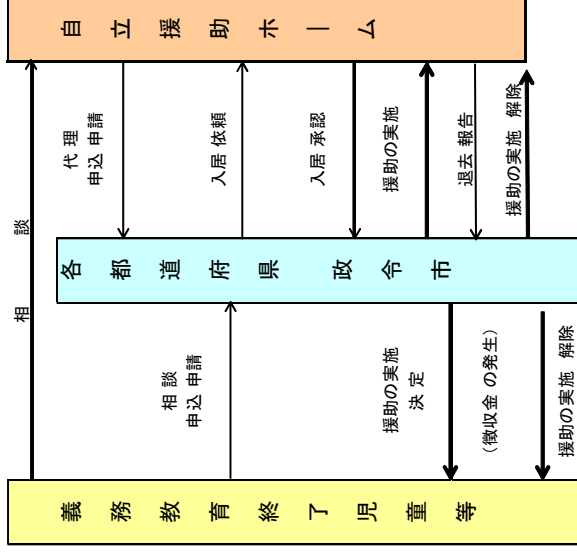
1/2
(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

7. その他

1か所当たり単価：14,400千円（平成28年度予算）
 単価の内訳（国と地方を合わせた額）
 定員6人のホームのモデル
 事務費月額保護単価約19万円
 十一般生活保護単価月額約1万円
 20万円×6人×12月＝14,400千円

※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシエルトナーについて、自立援助ホームの制度を適用。

自立援助ホーム利用の流れ (イメージ)



実績か所数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
か所数	82	99	113	118	123

※家庭福祉課調べ

(各年度10月1日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度までに190か所を目標としている。

自立援助ホームの実施状況

1. ホーム数の推移

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
か所数	8 2	9 9	1 1 3	1 1 8	1 2 3

※家庭福祉課調べ
(各年度10月1日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度末までに190か所を目標としている。

2. 定員及び在籍者数(入所率)

定員	在籍者数	入所率
8 2 6 人	4 8 6 人	5 8 . 8 %

※家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)

3. 在籍者の年齢別数

1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳以上	計
1 1 人	7 4 人	1 0 3 人	1 8 8 人	3 7 6 人
(2 . 9 %)	(1 9 . 7 %)	(2 7 . 4 %)	(5 0 . 0 %)	(1 0 0 . 0 %)

※平均年齢
1 7 . 0 歳

※児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日現在)

4. 就学状況別児童数

中学校	6 人	(1 . 6 %)
公立高校	6 2 人	(1 6 . 5 %)
私立高校	2 6 人	(6 . 9 %)
その他	2 2 0 人	(5 8 . 5 %)
大学・短大	2 人	(0 . 5 %)
就職	3 7 人	(9 . 8 %)
その他	1 8 人	(4 . 8 %)
不詳	5 人	(1 . 3 %)
計	3 7 6 人	(1 0 0 . 0 %)

※児童養護施設入所児童等調査
(平成25年2月1日現在)

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円

【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

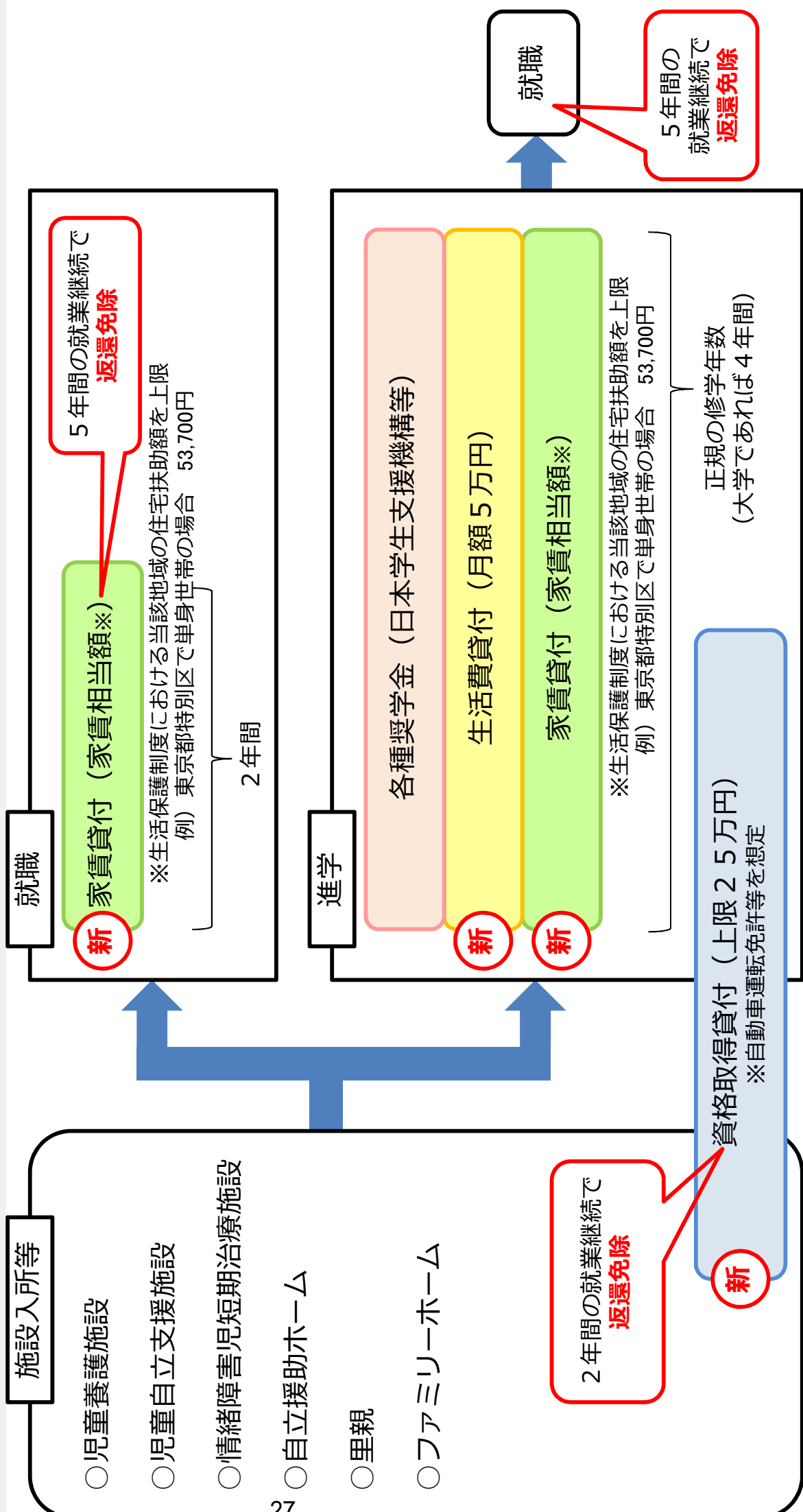
①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

概要

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



身元保証人確保対策事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（28年度） 年間保険料 就職 [10,560円／1人]、アパート等賃借 [19,152円／1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体
実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村
運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠
予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率
国1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2）
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国1／2、都道府県1／4、一般市及び福祉事務所設置町村1／4

退所児童等アフターケア事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

2. 補助単価 (28年度 (1か所当たり))

- ①退所児童等アフターケア事業 7,713千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,729千円

- 3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可
- 4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業
- 5. 補助率 国1/2 (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施
 →平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。

退所児童等アフターケア事業

主な事業内容

- 退所前の児童に対する支援
 - ・社会常識や生活技能等修得するための支援
 - ・進路等に関する問題の相談支援
 - ・児童同士の交流等を図る活動
- 退所後の支援
 - ・住居、家庭等生活上の問題の相談支援
 - ・就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
 - ・児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援

児童養護施設の退所者等の就業支援事業

主な事業内容

- ・適切な職場環境の確保
 - ・雇用先となる職場の開拓
 - ・就職面接等のアドバイス
 - ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ
- ※児童の保護者も事業の対象
 ※従来の退所児童等アフターケア事業と別の事業者で実施することも可能とする

退所(前)児童に対する生活支援・就業支援・両面からの自立支援を一体的に実施

期待される 主な効果

- 退所(前)児童面からは、生活面、就労面のそれぞれあった相談窓口が一本化される。(退所(前)児童の相談時の負担軽減)
- 事業者面からは、退所(前)児童の個人情報が生活面・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所(前)児童が抱える課題に対する支援が可能となる。

退所児童等アフターケア事業実施状況（平成27年10月1日現在）

25自治体	自治体名	事業所名 31か所	運営事業者		生活支援及び就業支援
			事業所名	事業者分類	
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他の法人	生活支援及び就業支援
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業 児童養護施設退所児童 希望の家事業	ワーカーズコープ 公益社団法人埼玉県社会福祉士会	NPO その他の法人	生活支援及び就業支援 生活支援
3	東京都	日向ぼっこ ゆずりは	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ 子供の家	NPO 社会福祉法人	生活支援 生活支援
4	神奈川県	特定非営利活動法人ブリッジフオースマイル あすなるサポートステーション	特定非営利活動法人ブリッジフオースマイル 白十字会林間学校	NPO 社会福祉法人	就業支援 生活支援及び就業支援
5	石川県	石川県	石川県	都道府県・市区町村	生活支援
6	岐阜県	Lalaの部屋	岐阜羽島ボランティア協会	社会福祉法人	生活支援
7	静岡県	株式会社メディアベース 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	株式会社メディアベース 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	その他の法人 社会福祉法人	生活支援及び就業支援 生活支援及び就業支援
8	滋賀県	びっつ・ゆいこつと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援
9	大阪府	大阪児童福祉協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
10	兵庫県	兵庫県	兵庫県	都道府県・市区町村	生活支援
11	奈良県	特定非営利活動法人おかえり	特定非営利活動法人おかえり	NPO	生活支援
12	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援
13	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援
14	広島県	児童アフターケア事業所・カモミール ※平成28年2月事業開始予定	特定非営利法人どいりむスイッチ	NPO	生活支援

退所児童等アフターケア事業実施状況(平成27年10月1日現在)

25自治体	自治体名	事業所名	31か所	運営事業者		
				個人名又は団体名	事業者分類	
15	徳島県	ほなな・ほーむ		一般社団法人徳島県社会福祉士会	その他の法人	生活支援
16	高知県	おひさま		社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
		あおば		社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
17	福岡県	特定非営利法人そだちの樹 ※平成27年11月事業開始予定		特定非営利法人そだちの樹	NPO	生活支援
18	大分県	児童アフターケアセンターおおいた		社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援
19	札幌市	ヒューマンリソシア株式会社		ヒューマンリソシア株式会社	その他の法人	就業支援
20	横浜市	よこはま Port For		ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び 就業支援
21	浜松市	しいの木 ※平成28年度2月事業開始予定		社会福祉法人葵会	社会福祉法人	生活支援
22	大阪市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部		大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
		サロン・ド・ソフレ		大阪市児童福祉施設連盟	その他	生活支援
23	堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部		大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
24	広島市	児童アフターケアひかり		社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
25	金沢市	金沢市		金沢市	都道府県・市区町村	生活支援

○退所児童等アフターケア事業の実施状況

事業内容<例>

- ①生活支援
 - ・相談室の設置、電話相談
 - ・ソーシャル・スキル・トレーニング
(社会生活を営む上での必要な知識や法律、社会常識を学ぶ機会の提供)
 - ・情報誌の発行
 - ・不動産会社への同行支援、保証人についての相談、入退去時のトラブル対応
 - ・緊急時における宿泊場所の提供
- ②就業支援
 - ・資格取得のサポート
 - ・職業訓練校等の利用サポート、ハローワークとの連携
 - ・職場体験の場を提供
- ③相互交流の場の提供
 - ・当事者自助グループ活動（サロン）の運営
 - ・当事者の交流会の開催
 - ・社会的養護の子どもを取り巻き様々な課題に関する勉強会
- ④関係機関との連携によるサポート体制の確保
※いくつかの事業所のHPより抜粋

18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)→H26:293人(16.3%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針(平成2.3.5 児発133)

(5)在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23.12.28 雇児発1228第2号)

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

18歳以上の者に対する支援の継続 **新規・拡充** 【平成29年4月施行・児童福祉法】

課題

- 現行の児童福祉法では、原則として18歳（措置延長の場合は20歳）に到達した時点で支援が終了しており、**支援の必要があるにもかかわらず、18歳に到達することにより支援を断たれる場合がある。**
- ↓
- 児童福祉法の児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みの整備が必要。

改正法による対応

- 一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能とする。
 - 里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新、一時保護を可能とする。
- ※ 自立援助ホームの対象者の拡大については、次のスライド参照。

新

18歳～20歳到達まで

	一時保護		里親等委託	
	新規	延長	新規・措置変更	延長
一時保護中に18歳到達	○	○	○	○
里親等委託中に18歳到達	○	○	○	○

18歳

20歳

22歳の年度末

里親／児童養護施設

※リーディングケアの強化
(自立訓練の場を整備)

義務教育
終了後

自立援助ホーム

(義務教育終了後～20歳未満)
※設置数の拡大

措置延長【法律】

※積極的に活用

新たな予算事業による対応
(次ページ)【予算】

支援対象を22歳の年度末まで延長(就学者)【法律】

自立

生活相談支援、就業支援、相互交流、居場所づくり(退所児童等アフターケア事業)※実施自治体を拡大

自立援助ホームの対象者の拡大

拡充

【平成29年4月施行・児童福祉法】

課題

- 現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することになってしまい、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

↓ 20歳を超えた場合でも、必要に応じて支援を可能とする仕組みの構築が必要。

改正法による対応

- 自立援助ホームの入居者であって大学等に修学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

※ 入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討。

39 現行

15歳 | 18歳 | 20歳

○ 児童自立生活援助事業
(自立援助ホーム)による援助

※ 現行の児童福祉法では、20歳到達以降は、
自立援助ホームによる支援の対象外

改正後

15歳 | 18歳 | 20歳 | 22歳の年度末

○ 児童自立生活援助事業
(自立援助ホーム)による援助

拡充

○ 対象者の拡大(※)

※ 大学等(職業訓練校、専門学校等を含む。)就学中の者にあつては、22歳の年度末までの間にある者に対象拡大

大学等就学者以外の者に

ついては、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる予算事業の創設を検討

予算事業

社会的養護自立支援事業（仮称）の概要

1 目的

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を実施することを目的とする。

2 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

（注1）4の（4）の事業は、市及び福祉事務所設置町村も実施可

（注2）事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託して実施可

3 対象者

自立のための支援を継続して行うことが適当な18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から原則22歳の年度末までの者と
する。（4（3）を除く。4（3）は従来どおり年齢に関係なく対象。）

（1）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、里親を退所又は委託解除された者

（2）母子生活支援施設（4（3）及び（4）に掲げる事業が対象。）を退所した者。

（3）児童自立生活援助事業の実施が解除された者（大学等に進学した者であって、20歳以降も児童自立生活援助事業を利用する者は除く。）

4 事業内容

（1）支援コーディネーターの配置及び継続支援計画の作成等

- ・ 措置解除後も引き続き支援全体をコーディネーター（社会福祉士、児童福祉士、児童福祉司、精神保健福祉士など）を配置する。
- ・ 支援対象者本人、児童相談所担当ケースワーカー、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者の意見を踏まえ、措置解除前に継続支援計画を作成する。
- ・ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況を確認するため、必要に応じて関係者を参集した支援担当者会議を運営する。

(2) 居住費の支援・生活費の支援

- ・ 対象者のうち、特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、措置されていた里親宅や児童養護施設等に引き続き居住する場合は、措置された生活費を支給する。

(注1) 児童養護施設等においては、定員外で実施する場合に居住費の支援の対象とする。

(注2) 生活費の支援は、児童入所施設措置費等における自立援助ホームの入居者への一般生活費と同程度を予定。

(3) 生活相談・就労相談 ※ 従来の「退所児童等アフターケア事業」

- ・ 措置解除を控えた子どもに対する支援として、地域生活を始める上で必要となる知識、社会常識を修得するための支援や、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、措置解除後の支援として、継続支援計画に基づき、生活上、就学上又は求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携、活用等の支援を行う。
- ・ 適切な職場環境の確保及び社会的自立のために必要な支援として、継続支援計画に基づき、職場開拓や事業主からの相談対応、就職後のフォローアップ等を行う。
- ・ 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行う。

97

(4) 身元保証 ※ 従来の「身元保証人確保対策事業」に大学等に進学する際の身元保証を追加

- ・ 里親等に委託中又は委託解除後の者、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子どもや女性等が就職したり、アパート等を賃借する際、また大学等へ進学する際に、措置、保護又は一時保護中の者又はこれらの解除から本事業の申請まで2年以内の者を対象として、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

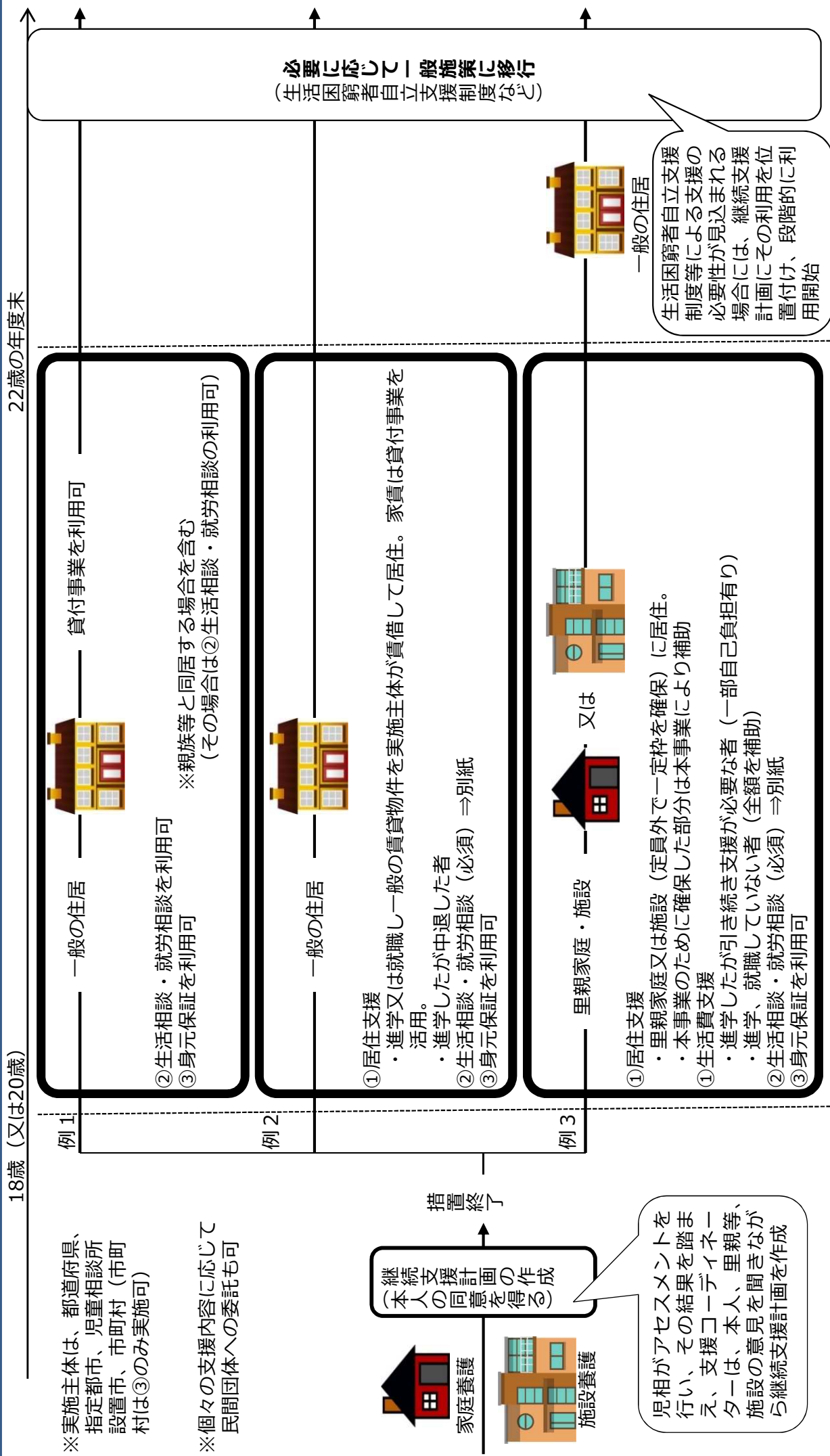
5 補助率 国1/2(都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

6 予算か所数 69か所

社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大
学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20
歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。



生活相談・就労相談（イメージ）

都道府県・児童相談所

担当児童福祉社

① 委託
〔里親家庭・施設に
居住継続の場合の
居住支援〕

① 委託
〔想定される受託機関
・現行の退所児童等アフターケア事業者
・生活困窮者自立支援制度における自立
相談支援機関〕

④ 継続支援計画の作成
(原則措置期間中)

支援コーディネーターが、本人、
児童福祉社、里親等、施設職員
の意見を聞いて、計画を作成し、
本人同意を得る

里親・ファミリーホーム

里親

養育者

施設

児童指導員・保育士

〔 自立支援担当職員 〕

退所前のソー
シャルスキル
トレーニング
等

③ 事業利用決定（原則措置期間中に行つ）

② 事業利用申請（原則措置期間中に行つ）

生活相談・就労相談

支援コーディネーター
・継続支援計画を作成
・生活や就労面からの支援をフォロー

相談支援担当職員
・主に生活面からの支援

就労支援担当職員
・就労面からの支援

（相談）
↑
（支援）
↓

⑤ 相談
←
⑤ 支援
→

対象者